

社会福祉法人大山町社会福祉協議会 利用者への虐待防止に関する指針

1. 法人における虐待防止に関する基本的考え方

社会福祉法人大山町社会福祉協議会（以下、法人という）は、法人が実施する介護及び障がい福祉サービス事業の利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者及び障がい者福祉の増進に努めるものとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

（1）身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等）

（2）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。（性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等）

（3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等）

（4）介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（3）に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等）

（5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。（利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

3. 虐待防止検討委員会の設置

- (1) 当法人では虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的として、虐待防止検討委員会を設置する。
- (2) 虐待防止検討委員会の構成は、介護課長以下各事業所の管理者が代表して委員会の委員を務め、介護課長は委員会の長を務めその代表とする。
 - ①委員長（介護課長）
 - ②副委員長（介護課長補佐）
 - ③構成メンバー
 - ・居宅介護支援事業所管理者
 - ・訪問介護事業所管理者
 - ・通所介護事業所管理者（通所だいせん、通所ほほえみ）
 - ・相談支援事業所管理者
- (3) 虐待防止検討委員会は年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、緊急の場合は臨時に委員会を開催する事が出来る。
- (4) 虐待防止検討委員会は、次のことを検討する。
 - ア. 虐待防止のための指針の整備に関する事
 - イ. 虐待防止のための職員の研修の内容に関する事
 - ウ. 虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
 - エ. 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事
 - オ. 虐待発見時の対応に関する事

4. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は介護課長、または介護課長補佐が行い、責任者は各事業所管理者とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを大山町に通報しなければならない。

5. 虐待防止のための職員研修に関する事

- (1) すべての職員に対して、虐待防止等に関する基礎的内容等の知識普及・啓発を目的に、年1回以上の職員研修を実施するとともに、新規職員採用時には必ず虐待防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

- (2) 虐待防止のための職員研修に係る担当者については、虐待防止検討委員会メンバーで構成する。

6. 虐待が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は速やかに対応する。
- (2) 事業所管理者は、虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (3) 事業所管理者は、虐待防止検討委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止検討委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査または再検討を事業所管理者に指示する。
- (5) 虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに虐待防止検討委員会が主導して対応する。
- (6) 虐待について、大山町の調査が行われる場合は、事業所管理者が対応する。
- (7) 虐待を行った職員については、就業規則に基づき適切な処分を行う。

7. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事業所管理者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、事業所管理者へ報告する。事業所管理者は大山町に第一報として報告を行うとともに、家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝える事とする。
- (3) 事業所管理者は、虐待防止検討委員会で承認された虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び大山町に報告する。

8. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、家族がいないまたは、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

9. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

法人・事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するととも

に、苦情解決第三者委員会、大山町、国民健康保険団体連合会、鳥取県福祉サービス運営適正化委員会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

10. 本指針の閲覧

本指針は、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、当法人のホームページでも公表するものとする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する

社会福祉法人大山町社会福祉協議会
会長 大原毅

《事業所》

- ・居宅介護支援だいせん
- ・訪問介護だいせん
- ・通所介護だいせん
- ・地域密着型通所介護ほほえみ
- ・支援訪問介護だいせん
- ・支援通所介護だいせん
- ・相談支援事業所サポートセンターだいせん